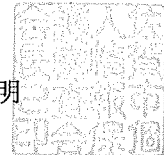


答 申 第 9 5 号
平成27年1月29日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づき、平成27年1月23日付佐市教委文振第802号により諮問がありました「佐賀市文化会館に設置した監視カメラによる、個人情報の本人以外からの収集について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、個人情報の取り扱いには慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。